

木津川市自立支援協議会 令和8年度 第1回 全体会 要旨

日 時：令和8年5月28日（木）10時00分～12時00分

場 所：木津川市役所本庁舎4階 4－3、4－4 会議室

出席者：別紙 出席者一覧 参照

1 開会挨拶（市長）

市では、地域における障がい者等への支援体制に関する課題の共有、関係機関等の連携の緊密化、地域実情に応じた体制の整備についての協議を通じて、障がい者等への支援体制の整備を図ることを目的とし、自立支援協議会を設置している。

市において、障がい者の人数、各種サービス利用者の人数ともに増加傾向にある。必要な方に必要なサービスをご利用いただくことのできる提供体制を維持、改善していくためには、様々な課題の解消に向けて、市だけではなく、支援機関、関係機関及び当事者の方々とともに取り組んでいく必要があると認識している。

令和8年4月に、手話の普及及び障がい特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例が施行された。市として手話を始めとした障がい特性に応じたコミュニケーション手段の利用促進に向けて取り組んでいく。

令和8年度は、第8期木津川市障害福祉計画及び第4期障害児福祉計画の策定年度となっており、策定委員会において内容を審議いただくこととなるが、本日皆様からいただいたご意見についても反映できればと考えている。

2 自己紹介

3 議事

※表記について、「障害」 ＝ 各種法令等において規定。

「障がい」 ＝ 規定がないもの。

（1）木津川市自立支援協議会（以下、「市協議会」とする。）の概要

○社会福祉課から、【資料④】に基づき、市の障がい福祉に関する状況を説明。

- ・身体障害者手帳所持者数について、令和4年度から令和7年度にかけて、ほぼすべての等級で増加傾向が見られ、全等級の合計において3年間で144名の増加。

- ・療育手帳所持者数について、令和４年度から令和７年度にかけて、いずれの等級においても増加傾向が見られ、全等級の合計において３年間で８８名の増加。
- ・精神障害者保健福祉手帳所持者数について、令和４年度から令和７年度にかけて、いずれの等級においても増加傾向が見られ、全等級の合計において３年間で１６８名の増加。
- ・自立支援医療（精神通院）受給者数について、令和４年度から令和７年度にかけて、３年間で１８４名の増加。
- ・障害福祉サービス支給決定者数について、令和４年度から令和７年度にかけて３年間で９７名の増加。
- ・障害児通所支援サービス支給決定者数について、令和４年度から令和７年度にかけて３年間で２０４名の増加。
- ・障害福祉サービス延べ利用者数について、令和４年度から令和６年度にかけて２年間で２，２４９名の増加。
- ・障害児通所支援サービス延べ利用者数について、令和４年度から令和６年度にかけて２年間で３，６４６名の増加。
- ・障害福祉サービス扶助費額について、令和４年度から令和６年度にかけて２年間で３３１，７３９，９４４円の増加。
- ・障害児通所支援サービス扶助費額について、令和４年度から令和６年度にかけて２年間で２８１，７７９，３７２円の増加。

○社会福祉課から、【資料⑤】に基づき、市協議会の概要について説明。

- ・障害者総合支援法第８９条の３第１項の規定に基づき、市協議会を設置。
- ・市協議会の機能は、「関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への適切な支援に関する情報及び支援体制に関する課題についての情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うもの」と規定。

- ・個々の障がい者等の支援を通じて生じる課題を専門部会において吸い上げて顕在化し、解決に向けた取組みを検討するとともに、全体会において共有、検討を行うことにより、市の地域性を伴う課題について、関係機関等と協働して解決に取り組む仕組み。
- ・市協議会の体制について、事務局を社会福祉法人いづみ福祉会へ事業委託しており、障害者相談支援センターいづみが実務を担っている。
- ・令和7年度においては、障がい児への療育支援を実施する児童発達支援及び放課後等デイサービス等の事業所を中心に構成される障がい児通所支援部会と、相談支援事業所を中心に構成される相談支援部会の取組みを実施した。
- ・令和8年度においては、全体会の開催と新設する障がい特性に応じたコミュニケーション支援部会の取組みを行う。また、新たに、専門部会内に作業部会を設置し、具体的な取組みに関する検討を行う。
- ・事務局と市が出席する運営会議において、市協議会の運営の取組内容の充実等について、協議を行う。

（２）令和7年度までの協議会の取組実績

○事務局から、【資料⑥】【資料⑦】に基づき、令和7年度までの市協議会の取組実績について説明。

- ・令和7年度において相談支援部会を1回、障がい児通所支援部会を3回開催。
- ・第1回の相談支援部会においては、10の相談支援事業所が出席。個別避難計画に関する情報共有、指定特定相談支援事業所等の運営基準に関する説明、相談支援業務の専門性等に関する講義を実施した。
- ・第1回の障がい児通所支援部会においては、教育関係者や障がい児通所支援事業所職員等が51名出席。市自立支援協議会に関する説明、南山城支援学校内の南山城相談支援センターの役割と利用の流れについての説明、グループワークを実施した。
- ・第2回の障がい児通所支援部会においては、教育関係者や障がい児通所支援事

業所職員等が45名出席。不登校の定義についての講義、放課後等デイサービスの役割についての講義、グループワークを実施した。

- ・第3回の障がい児通所支援部会においては、教育関係者や障がい児通所支援事業所職員等が35名出席。就労支援に関する講義、グループワークを実施した。

(3) 令和8年度における協議会の取組予定

- 社会福祉課から、【資料⑧】に基づき、令和8年度における市協議会の取組予定について説明。
- ・相談支援部会においては、相談支援事業所の支援の質の均一化と向上を目指す。
- ・障がい児通所支援部会においては、事業所間の連携等を通じて、提供サービス内容の質の均一化、向上及び強みの強化等が図られることを目指す。
- ・障がい特性に応じたコミュニケーション支援部会を新設し、手話を含む障がい特性に応じたコミュニケーション手段を地域で使用しやすい環境を整備することにより、年齢や障がいの有無に関わらず、自分らしく活躍し、安心して暮らすことのできるまちづくりが促進されることを目指す。また、同部会は、木津川市言語としての手話の普及及び障がい特性に応じた多様なコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例（以下、「条例」。）第7条の各号に掲げる施策の推進及び実施状況の検証に関する協議を行う場としての役割も兼ねている。
- ・具体的な取組みのスケジュールについては、全体会を5月と令和9年3月頃に開催。障がい当事者、家族、支援者、関係機関、各部会代表、事務局及び市等が出席し、障がい者等支援に関する市の状況の説明、市協議会の概要の説明、各専門部会から令和8年度の取組みの報告、次年度に向けた課題の共有、次年度の取組方針と内容の共有等を想定。
- ・相談支援部会を8月と12月頃に開催。市内所在の相談支援事業所等、事務局及び市等が出席し、事例検討、グループワーク、法令制度の周知、講師招聘による講演受講等を想定。

- ・障がい児通所支援部会を7月、10月及び令和9年2月頃に開催。事例検討、グループワーク、法令制度の周知、講師招聘による講演受講等を想定。また、令和8年度からの新たな取組みとして、同部会内に課題別の作業部会を設置。令和8年度においては、1作業部会を設置する。令和7年度以前の同部会におけるグループワークやアンケートの結果から抽出した課題を基に、障がい児通所支援事業所へのアンケートを行い、取組内容を決定する。参画いただける事業所については、今後行う取組内容を定めるためのアンケート実施の際に併せて募る。作業部会の開催頻度は未定。
- ・障がい特性に応じたコミュニケーション支援部会を7月と1月頃に開催。聴覚、視覚、発達等の障がい当事者やその家族、通訳者を含む支援者、関係機関等、事務局及び市等が出席。条例制定に係る内容説明、令和7年度に実施した意見聴取会の際に出た課題を中心とした地域における課題等の解消に向けた取組方法についての協議を想定。また、同部会内に作業部会を設置する。令和8年度においては、聴覚障がいに関する作業部会を設置する。9月23日の手話の日のブルーライトアップを含む啓発活動の実施準備や、11月15日の市防災訓練への参加準備、地域課題の抽出や取組方法の検討、実践に対する検証等を想定。
- ・運営会議を月1回以上開催。主に事務局及び市が出席。市協議会の運営に関する進捗管理と認識のすり合わせ、各専門部会等の準備等を想定。必要に応じて、各専門部会の参画者にも出席していただく可能性がある。

（４）出席者からの意見等

○出席者から意見等の発言をいただいた（出席者番号は資料②出席者一覧参照）。

出席者⑳ 社会福祉課福祉総合相談室では、重層的支援体制整備事業を実施しており、今年度から事業内容を拡充している。障がい、高齢等の複合的な課題を抱える方々への支援体制の構築に取り組む。支援対象者の方々の孤立を防ぐよう市協議会と連携して取り組む予定。

出席者㉑ 健康推進課では、成人保健、精神保健の相談を受け付けている。制度に繋がる前段階の状況の方からの相談が多いため、必要に応じて関係機関へ繋げ、支援者の繋がりの中で支援をしていきたい。

出席者⑫ 山城南保健所では、山城南圏域自立支援協議会を実施している。同協議会において、市協議会に関する報告をいただき、積極的な活動の様子を感じた。

出席者⑬ 放課後等デイサービスを利用する児童の数が増えたと感じている。また、ひとりの児童が、複数の事業所へ通所している現状があり、資料④に記載の状況に反映されていると感じた。

学校と放課後等デイサービス事業所との連携は途上。保育所等訪問支援により学校へ来ている事業所もあるが、今後、児童のために、学校、事業所、家庭も一緒になって進んでいければと思う。

出席者⑭ 支援学校として、障がい児通所支援部会との連携は欠かせない。昨年度のテーマとして、不登校や就労支援をテーマに挙げていただいております、自分たちとしても学ばないといけないことがあると思っている。

出席者⑮ 支援対象の年齢層としては、19歳から40歳代の利用者が多い。地域校の普通級を卒業するも、仕事を始めるとうまくいかず、相談に来られることが多い。引きこもり状態となる方も多く、発達特性により情報の収集が苦手な方もいる。支援級に通っていれば、各種サービス利用等に関する情報も入って来るが、普通級であると情報を得られないままに引きこもり状態となるケースが多い。福祉のサービスに関する情報を得たいと来所される方が多いので、そういった方々のニーズを木津川市へ伝えられるよう、発信をしていきたい。

出席者⑯ 障害者手帳を持っていない方、サービスに利用をしたことがない方、その家族や関係者からの相談を多く聞くので、その情報を市協議会へ伝えていきたい。

出席者⑰ 資料④において、扶助費が増加しているが、市の収入が減っているのかなとも思い詳細が気になる。必要な人へ必要なサービスを届けるためには適正な支給が必要。相談支援事業所が利用者から困りごとを聞き取り、必要なサービスのマッチングを行っている。サービスの必要支給量を計画書に記載して市へ提出する。木津川市は、相談支援専門員に一定の裁量があるため、ありがたいが、その分、相談支援専門員ひとりひとりが、計画書の内容について、必要性について言語化でき

る力が求められており、相談支援部会において、共有をしていきたい。他市町村において、障害支援区分等に応じた基準（月〇〇時間まで利用可能）を定めている所がある。木津川市においても、そのような基準を策定して欲しい。

出席者⑬ 障がい児通所支援部会については、支援学校や教育委員会からも出席いただいております、一定の役割は果たしていると思う。引続き連携をしていきたい。木津川市は隣接市町村を含め、市民の利用先事業所数が70を超えており、私もすべての事業所の状況を把握していない。利用児がどこでどのような支援を受けているか把握する必要がある。均一化よりも質の向上が必要。均一化は質の低いところに合わせている印象を受ける。児童のひと月あたりの利用の日数について、資料④の内容を踏まえると、令和6年度において、月20日程度利用している計算となる。私が思っていたよりも多い印象。相談支援部会とも連携しながら、どのような状況で利用されているのか、市の思う枠組みを踏まえつつ意見交換をしながら進めたい。

障がい児通所支援部会の「がい」の文字について、私個人の考えとして、社会モデルの考え方（「障害は個人の中になるのではなく、社会と個人の間にある」という考えに基づき、「害」を使用する）を採用すべき。「害」を平仮名にすることは、本質をずらすことになり、漢字を平仮名にすることをして何かを解決することにはならない。

出席者① 最近、木津川市身体障がい者協議会の役員が辞めたことにより、80歳以上の年齢の役員3名で同協議会を束ねている。自分も手足がどうにもならないし、加齢による脳への影響もある。社会福祉協議会と身体障がい者協議会と行政が連携してやっていかないといけない。手を差し伸べて、応援をして欲しい。

出席者⑦ 視覚障害者支援センターでは、京都府から委託を受けて南丹以南地域で訪問相談を実施している。木津川市へ定点としての支援は行き届かない状況ではあるが、昨年度、センター全体として780件の相談対応を実施。

視覚障がいの特性として、情報取得が困難な点が問題となる。本日得た情報を視覚障がいのある当事者へ還元していきたい。情報障がいに

加え、孤立する視覚障がい者が多い。障害者手帳取得後、支援に繋がらずに自宅に引きこもってしまう方が散見される。今後、皆様と連携する中で、そういった方をひとりでも発見できればと思う。

視覚障がい者の高齢化が進んでいる。昨年度新規相談を受けた方の平均年齢は75歳を超えており、障害福祉サービスだけではなく、介護サービスも必要な状況となっている。市協議会において、介護サービス機関との連携の場も設けて欲しい。

出席者④ （視覚障害者支援センターから）私の言いたいことはすべて言っていた。木津川市内に視覚障がい者が200名程度いる。私も40歳で中途失明となった。京都府視覚障害者協会相楽会として、視覚障がい者へ声をかけて、できる範囲で楽しんでいきたい。相楽圏域で、ひとりでも多く会に入っていただきたい。目が見えないことで不自由はあるが、ともに頑張っていきたい。

出席者⑤ 社会福祉協議会は、福祉のまちづくりをスローガンに地域との繋がりを大切にして、個別の支援も含めて地域福祉の推進に取り組んでいる。最近引きこもりに関する相談を受ける。少しでも外に出られるような居場所づくりに昨年度から取り組んでいる。さらなる周知に努めたい。権利擁護の視点から、判断能力の低下をきっかけに地域で暮らせなくなる人がいる。福祉サービス利用援助事業による金銭管理の支援が重要である。地域のボランティアの方の協力を得て、困りごとを丁寧に拾っていくよう支援を進めていきたい。本日のような会議に出席し、皆様の意見を聞かせていただくことが、社会福協議会の中で積み上がっていくこととなる。

出席者② 本日の会議の内容を聞いて勉強となった。心とは油と水の関係であるので、なかなか難しいことがある。障がい者に対する考え方、福祉の実際の支援、色々な課題があるが、甘くないとは思いますが、これから色々進めていけるよう、皆様に協力いただきたい。

出席者⑥ 様々な施策が展開されていることを知った。資料④の裏面の「2」に記載の人数は、福祉サービスを受けている実数か？

⇒（市が回答）記載している支給決定者数については、サービスの

申請をして受給者証の交付を受けた人数であるので、実際の利用人数とは一致しない部分がある。不一致の理由は、受給者証を交付されたものの、サービスの利用をされていない方がいることにより生じる。また、「3」に記載の人数は、請求時の利用人数から見た延べ利用者数であるので、実人数ではなく、同じ方が複数回含まれた人数となっている。

木津川市の人口が79,000人程度だが、割合として多くの方が福祉サービスを利用されているように感じた。近隣のサービスを使いながら過ごされていることを今後どう捉えていくかが課題と感じた。

聴覚障がい分野も制度が色々とできてきている。教育機関や民間企業では合理的配慮が進んでおり、関わっている方は個別の支援を行われている。ご苦労もされていると思う。

ただ、当事者側からすると、まだ個別支援を自身からお願いしないといけない状況があり、自分達が頑張って声を上げないといけない状況。声を上げられる人はいいが、声を上げられない人もいる。

声を上げられずに心に支障をきたす聴覚障がい者の方が年々増えている。教育、福祉、行政と企業の横の繋がりを大切にしていくことが必要であると改めて感じた。

今年4月から条例が施行され、手話が言語であると市として認められた。併せて、多様なコミュニケーションが必要な方が、自分だけが頑張らなくても、生活をしていけるようになることをこの条例に期待している。

- 出席者③ 私自身が、障害者手帳所持者であり、サービス利用者である。その中で多くの方と巡り会った。自分の思いを伝えられない人が沢山いる。この場でその思いを伝えられたらと思う。新しく障がい特性に応じたコミュニケーション支援部会ができたので、思いを伝えていきたい。聴こえないので、要約筆記者と手話通訳者と一緒に来ている。このような配慮が必要となるので、今後もよろしくお願いしたい。
- 本日、沢山資料をいただいたが、聞きながら読むことができないので、事前に資料を送付して欲しい。そうすれば、事前に資料を読むことができるので、当日は要約筆記等を見ることに集中できる。

市長 貴重な意見を聞くことができ、ありがたく思う。適切なサービス提供が必要であり様々なニーズが増えてきている。サービス提供をしっかりと維持していくためには、人材と財源が必要だと感じた。

本日様々な団体と協議出来たこと意義深い。拙速に進めるより柔軟にゆとりを持ちながら、しっかりと立ち止まって確認し、展開していくことが必要と考えている。当事者と家族に支援が行き届くよう、行政として最善を尽くしていきたい。今後もこのような場に出席したい。

4 閉会挨拶（健康福祉部長）

本日の会議において、様々な障がい特性に応じた支援のあり方について、貴重なご意見等をいただいた。当事者の方々が地域の中で安心して暮らしていくためには、市だけではなく、市民の方ひとりひとり、そして支援者等の関係機関の理解と協力が欠かせない。いただいたご意見等は、今後の専門部会等の検討意見として参考とさせていただきたい。

以 上